

設楽町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町規則第 1 0 号

設楽町職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

設楽町職員の給与の支給等に関する規則(平成17年設楽町規則第35号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、第 1 項として次の 1 項を加える。

条例附則第 5 条の町長が規則で定める支給割合は、100分の 4 とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町職員の給与の支給等に関する規則（平成17年設楽町規則第35号）新旧対照表

改正後	改正前
<u>（地域手当の支給）</u> <u>第7条 条例附則第5条の町長が規則で定める支給割合は、100分の4とする。</u> <u>2</u> 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 <u>3</u> 条例第13条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第20条第4項及び第5項並びに第21条第3項並びに第25条の2第1項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。	<u>（地域手当の支給）</u> <u>第7条</u> 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 <u>2</u> 条例第13条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第20条第4項及び第5項並びに第21条第3項並びに第25条の2第1項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。